犯罪被害者及び告訴人の訴訟における権利に関する告知書

検察官が被告人を起訴した後、検察官には被告人の犯罪を立証する責任があります。裁判所は公正かつ客観的、中立な立場で、刑事訴訟法（以下「刑訴」と略す）の定める訴訟手続に従って被告人に対し審理を行います。あなたが犯罪の被害者である場合、裁判所での審理手続において、以下の権利を行使し、保護を受けることができます：

1.【裁判所によるプライバシーの保護】

刑事裁判は原則として公開法廷で行われますが、裁判所は被告人や傍聴人にあなたの個人情報（生年月日、住所、居留証又はパスポート番号など）が知られないよう、最大限プライバシーを保護します。（刑訴第 271 条の 2 第 1 項参照）

2.【障害等がある方への支援】

聴覚・言語障害、言語が通じない、又はその他の身体・精神上の障害がある場合、開廷前に裁判所に連絡をすることにより、通訳や必要な支援を受けることができます。

3.【信頼できる人物のつきそい】

法定代理人、配偶者、三親等以内の親族、保護者、家族、医師、心理士、カウンセラー、ソーシャルワーカー、又はあなたが信頼する人物を同伴することができます。（刑訴第 271 条の 3 参照）

4.【証拠保全の申立】

第一審裁判所に起訴された後、最初の審理期日前に、検察官は必要と認めた場合、裁判所に証拠の保全の申立をすることができます（刑訴第 219 条の 4 第 2 項参照）証拠の保全を希望する場合は、文書で検察官に請求して、裁判所に対し証拠保全の申立を行い、証拠が失われたり使用困難になるのを防ぐことができます。

5.【量刑協議における意見表明】

裁判手続中に、検察官と被告人が量刑の協議を行う場合、検察官はあなたに意見を求めます。あなたは協議内容について検察官に意見を表明することができます。（刑訴第 455 条の 2 第 1 項参照）

6.【遮蔽設備使用の請求】

開廷時に被告人又は傍聴人の前に出ることで恐怖や怒りを感じ、冷静さを保つことが難くなる恐れがある場合、その旨を裁判所にご連絡いただくことにより、裁判所は事案の状況やあなたの心身の状態、当事者や弁護人の意見を考慮し、遮蔽設備（ついたてやビデオ設備）を使用して適切な隔離措置を取るかどうかを決定します。

7.【証拠調べの申立】

事件に関連する証拠の調査を裁判所に希望する場合、検察官に請求して裁判所へ証拠調べの申立を行い、事実と真相の究明を求めることができます。（刑訴第 163 条第 4 項参照）

8.【調停への移送の申立】

被告人との調停を希望する場合は、審理中にその意向を裁判所に伝えることで、裁判所があなたと被告人の意向及び審理の進行状況を考慮し、調停へ移送するかを判断します。（刑訴第 271 条の 4 参照）

9.【修復的司法プログラムへの付託申立】

修復的司法においては、犯罪の影響を受けた人々、つまり加害者、被害者、家族、地域住民やその代表者などが率直に対話し、加害者に犯罪行為の影響を認識させ、自らの行為に対して責任をもたせると同時に、被害者の心の傷の回復や実質的な損害を補填することを目指します。裁判所に対して修復司法への付託の申立を行うかどうかはあなたの自由意思に委ねられ、裁判所はあなたの意志を尊重します。両者が同意し、裁判所が適切と判断すれば、修復促進の専門家によって実施されます。（刑訴第 271 条の 4 参照）

10.【意見（量刑を含む）の陳述】

あなた又はあなたの家族は、出廷又は書面で裁判所に意見を述べることができます。出廷を希望しない場合、裁判所はその意向を尊重します。（刑訴第 271 条第 2 項参照）

また、量刑範囲に関しても意見を述べることが可能です。（刑訴第 289 条第 2 項参照）

11.【検察官を通じた意見陳述】

裁判審理中に意見がある場合、公訴検察官に伝えることで、検察官が裁判所に意見を陳述し、裁判所の理解を明確にすることができます。

12.【付帯民事訴訟の提起】

第一審又は第二審の刑事裁判の弁論終結前に、被告人及び民法上の賠償責任を負うべき者に対し、付帯民事訴訟を提起し、損害の回復を請求することができます。合議体による決定で民事部門に移送され、無罪・免訴・不受理等が言渡されない限り、裁判費用は原則として不要です。（刑訴第 487 条、第 503～505 条参照）

13.【証人としての費用請求】

裁判所から証人として出廷・証言を求められた場合、原則として尋問が終了した当日に日当と旅費が支給されます。当日に受け取らなかった場合、尋問終了後 10 日以内に裁判所へ請求することができます。経済的に困難がある場合は、開廷前に書面で旅費の前払いを申請することも可能です。（刑訴第 194 条参照）

14.【判決に対する上訴請求】

裁判所の判決後、判決に不服がある場合、検察官の上訴期間内に理由を述べ、検察官に対し上訴を請求することができます。（刑訴第 344 条第 3 項参照）

15.【「被害者刑事訴訟情報提供プラットフォーム」の利用】

裁判所で事案の審理が行われている間、裁判所に事件情報の提供を申請することができます。申請が許可された場合、裁判所から E メールで最新の情報が提供されます。ウェブでも確認可能です。

申請書の書式や注意事項は次の URL と QR コードを参照してください：

https://reurl.cc/6a1Nay

16.【犯罪被害補償金の申請】

犯罪により死亡した被害者の遺族、重傷を負った被害者、性的自己定権を侵害された被害者（児童・少年に対する性的搾取を含む）は、「犯罪被害補償金」の申請が可能です。詳細は法務部のウェブサイト、各地方検察庁、又は犯罪被害者支援協会（0800-005-850）までお問合せください。

17.【告訴人としての権利】

(1)弁護士を代理人とする文書閲覧

裁判所で事案の審理が行われている間、選任した弁護士を告訴代理人として証拠記録を閲覧、書取、複写し、事案の進捗状況を把握することができます。弁護士を告訴代理人として任命し、証拠記録の閲覧、複写が可能です。（刑訴第 271 条の 1 第 2 項参照）

(2)代理人による意見陳述

裁判所で事案の審理が行われている間、告訴代理人を選任し、告訴代理人が意見陳述をすることもできます。（**刑訴第 271 条の 1 第 1 項参照**）

(3)判決内容に対する意見陳述

判決に対して何らかの意見がある場合には、検察官の上訴期間中に、検察官に対して意見の陳述を行い、検察官にあなたの判決に対する考え方を伝えることができます。（刑訴第 314 条第 2 項参照）

18.被害者の一般的保護や訴訟参加に関する情報は、次のリンク又は QR コードから確認できます：https://reurl.cc/a9ogW4